

第 11 回（令和 7 年度第 3 回）  
躍進的な事業推進のための設備投資支援事業  
事務の手引き

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 設備支援課

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町 3-3

大東ビル 2F

電 話 03-3251-7884

## 目次

1 助成事業を実施するにあたって .....	2
1-1 助成決定から助成金交付までの流れ.....	2
1-2 助成事業実施に係る全般的留意事項.....	3
1-3 本助成事業の目的と交付決定通知書の内容 .....	5
1-4 助成対象経費 .....	6
1-5 助成対象外となる経費 .....	8
1-6 機械設備設置場所 .....	9
2 助成事業の事務手続き等について.....	10
2-1 助成対象経費に係る帳票類について.....	10
2-2 助成事業の変更手続き等 .....	10
2-3 完了報告書の提出 .....	11
2-4 完了検査 .....	12
2-5 助成金の額の確定 .....	13
2-6 助成金の請求及び支払い .....	13
2-7 財産（機械設備）の管理 .....	14
2-8 事業化状況報告 .....	15
2-9 その他 .....	16
3 完了報告時の必要書類及び「完了報告書」の作成方法について.....	19
3-1 必要書類について .....	19
3-2 主な様式の記入例 .....	25

# 1 助成事業を実施するにあたって

## 1-1 助成決定から助成金交付までの流れ

No	項目	日程	提出書類	備考
1	事務手続き 説明会	令和8年6月25日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知書(J グランツで通知済)</li> <li>・事務の手引き(本資料)</li> </ul>
2	助成事業の遂行	申請書記載の事業計画を 遂行してください 助成対象期間： 1年6ヶ月間 令和8年7月1日～ 最長令和9年12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象経費に係る帳票類(2-1 参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、申請書に記載された内容は、変更できません。</li> <li>・帳票類は、注文請書受領時(契約時)および請求書受領時に提出ください。</li> </ul> ※事務処理等の説明及び事業の進捗状況調査のため、事前連絡の上、各企業を訪問する場合があります。
3	完了報告	事業完了*後 <u>15日(暦日)</u> 以内 ※全ての助成対象設備の 取得・設置、経費の支払 完了日又は <b>工場認可等</b> その他事情において稼働 が遅れる場合は、稼働 開始日のいずれか遅 い日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完了報告書(様式第6号)</li> <li>・経費の確認ができる書類(写)、写真、等</li> </ul>	事業完了までの実績を J グランツにて報告してください。 ※事業完了が「令和9年12月31日」を超えないよう、ご注意ください。
4	完了検査			設置場所等を訪問し、購入設備の稼働状況及び帳票類の原本を確認します。
5	助成金 確定通知	完了検査後		公社から「助成金確定通知書」と「助成金請求書」を J グランツにて通知します。
6	助成金請求	助成金確定後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金請求書</li> </ul>	J グランツにて助成金請求書を申請してください。
7	助成金交付	助成金請求後		助成金の交付は、助成金請求書記載の口座への振込みにより行います。 <b>完了検査から助成金交付まで1～2ヶ月程度かかります(後払い)。</b>
(8) ※1	賃金引上げ計画 期間	賃金引上げ計画を 遂行してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金引上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書(様式第12号)(※6)</li> </ul>	賃金引上げ計画期間とは助成事業完了日(※2)が属する月の翌月から起算した12か月間をいいます。 1月分型を希望される助成事業者は、賃金引上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書の提出をお願いします(※6)。
		賃金引上げ実施月(※6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金引上げ計画達成報告書(様式第11号)(※6)</li> <li>・賃金台帳</li> </ul>	1月分型を希望し、その賃上げが達成された場合には賃金引上げ計画達成報告書の提出をお願いします(※6)。 公社にて報告書を審査し、計画達成を確認できた場合、 <b>賃金引上げ計画期間完了を待たずに前倒しで下記(9)助成金確定通知、(10)助成金請求、(11)助成金交</b>

				付の手続きに進むことができます。
(9) ※1	賃金引上げ要件 助成金確定通知	賃金引上げ計画期間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金引上げ計画期間完了報告書（様式第10号）</li> <li>賃金台帳</li> </ul>	<p>必ず公社担当にご連絡の上、J グランツにて「賃金引上げ計画期間完了報告書」と賃金台帳を提出してください(※3)。</p> <p>公社にて報告書を審査し(※4)、「賃上げ計画達成分確定通知書」と「助成金請求書」をJ グランツにて通知します。</p>
(10) ※1	賃金引上げ要件 助成金請求	賃金引上げ要件 助成金確定後	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金請求書</li> </ul>	J グランツにて助成金請求書を申請してください。
(11) ※1	賃金引上げ要件 助成金交付	賃金引上げ要件 助成金請求後		<p>助成金の交付は、助成金請求書記載の口座への振込みにより行います。</p> <p>賃金引上げ要件助成金確定から助成金交付まで1～2ヶ月程度かかります（後払い）。</p>
12	事業化 状況報告書	<p>事業完了後、翌年度以降5年間事業化状況報告の義務があります。</p> <p>（事業完了年度の翌年の実績を翌々年度に報告していただきます／公社から報告書提出の依頼を出しますので依頼に従って提出願います(2-8 参照)。）</p>		

※1 賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ

※2 助成事業完了日とは次の①と②のいずれか遅い日を指します。

① すべての助成対象設備の取得・設置、経費の支払完了日

② すべての助成対象設備の稼働開始日（工場設置(変更)認可申請の場合は許可日ではなく認定日）

※3 賃金引上げ計画期間は12か月間です。賃金引上げ計画期間完了報告書と賃金台帳は、公社からの督促はございませんので、申請者自ら公社担当にご連絡の上、必ず12か月以内に申請してください。

※4 賃金引上げ計画期間（事業完了日の属する月の翌月から起算した12か月間）において支払う給与支給総額を、基準給与支給総額（基準日（令和8年1月1日）が属する月の前月から遡る12か月間で全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）に支払った給与等）に1.02を乗じた額（以下「目標給与支給総額」という。）以上に増加させるとともに、賃金引上げ計画期間開始月から機械設備設置場所の事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円とする必要があります。

#### ※5 賃上げ要件の注意事項1

賃金引上げ計画を掲げ採択された場合（競争力強化、DX推進、イノベーション、後継者チャレンジ区分の賃上げ要件及びアップグレード促進区分が対象）、助成金交付は2回に分割して実施されます。

1回目は、賃上げ要件の優遇を受けない助成率（1/2～2/3以内）で算出された金額が交付されます。2回目は、賃金引上げ計画の達成確認後に賃上げ要件の助成率（3/4～4/5以内）で算出された助成金から1回目に交付された金額を差し引いた金額が交付されます。助成金の交付を受け切るまで期間が長くなりますのでご注意ください。

※ 1回目及び2回目の助成金交付時の助成率は選択した事業区分により異なります。

#### 【助成金交付イメージ】

例① I 競争力強化 中小企業者 賃上げ要件有り

対象経費 6,000万円 助成金額 4,500万円（助成率3/4）

1回目 6,000万円×1/2=3,000万円 2回目 4,500万円-3,000万円=1,500万円

例② V アップグレード促進

対象経費 1億5,000万円 助成金額 1億1,250万円（助成率3/4）

1回目 1億5,000万円×2/3=1億円 2回目 1億1,250万円-1億円=1,250万円

例③ I 競争力強化 小規模企業者 賃上げ要件有り

対象経費 1億円 助成金額8,000万円（助成率4/5）

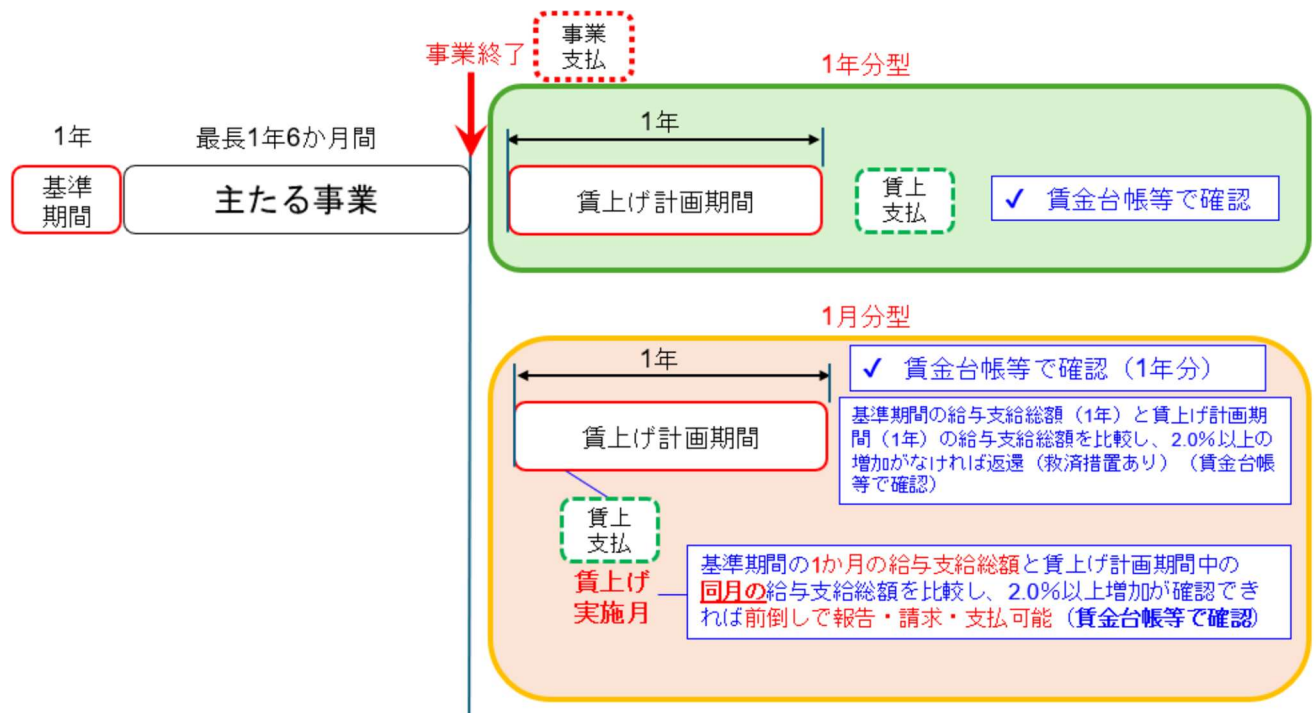
1回目 1億円×2/3=6,666万6千円→3,000万円 ※

※ 申請者区分B 小規模企業者の1回目の交付は、賃上げ要件が適用されない場合の助成金の限度額3,000万円を上限とします。

2回目 8,000万円-3,000万円=5,000万円

### ※6 賃上げ要件の注意事項2

賃金引上げ計画期間中であっても、計画期間の全従業員に支払った1か月の給与支給総額（賃金台帳に記載の差引支給額をいう）が基準給与支給総額の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合は、賃上げ要件を満たした実行がされたものとみなし、これにより早期に賃金引上げ拡充部分の額を受け取ることができます（下図、下段参照）。



1月分型を希望される助成事業者は、賃金引上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書の提出をお願いします。また、賃上げが達成された場合には賃金引上げ計画達成報告書を、1年間の賃金引上げ計画期間が終了した後は、賃金引上げ計画期間完了報告書の提出をお願いします。

なお、早期支払いを受けた助成事業者で計画期間の終了後に賃上げ率2%および最低賃金+30円の計画が達成できなかった場合、賃上げ要件による助成率優遇に該当する助成額の返還が発生いたしますので、ご注意ください。

また、1月分型を希望されない助成事業者は、1年間の賃金引上げ計画期間終了後に、賃金引上げ計画期間完了報告書のみ提出をお願いします。

## 1-2 助成事業実施に係る全般的留意事項

- ・ 助成事業を実施する者（以下「助成事業者」という）は、当該事業の遂行にあたり、価格の妥当性や適切な事務処理・帳票処理・経理処理について、第三者に対し合理的に説明・立証する必要があります。したがって、助成事業に係る証拠書類を整理・保管し、経費の支出額及びその経緯等は明確にしてください。
- ・ 助成事業者には、公社からのご連絡や事務手続きなどを支援させていただくため、助成事業者ごとに担当職員を決めています。報告様式や経費関係書類、変更承認の手続きが必要か否かなど、事務手続きでご不明な点がある場合は、必ず発注・実施や変更前に担当職員にご相談ください。必要書類に不備がある場合や変更の承認を受けずに申請内容と異なることを行った場合には、助成金は交付されないこともありますのでご注意ください。
- ・ 事業者は、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。
- ・ 本事務の手引きは、助成事業の事務処理を円滑に実施していただくことを目的としています。事業の実施にあたっては、様式第2号「助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）」及び本「事務の手引き」の内容、条件、制約等に基づいて適正な処理を行ってください。

## 1-3 本助成事業の目的と交付決定通知書の内容

### (1) 本事業の目的

本事業は、都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成します。

これにより、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化及び都内経済の持続的発展につなげていくことを目的としています。

### (2) 助成金の交付決定

助成金の交付決定とは、申請者からの申請内容を審査した結果、当該申請者を助成の対象とすることを決定したもので、交付決定通知書により通知するものです。

### (3) 助成対象事業

助成金交付の対象となる助成事業は交付決定通知書で通知した事業であり、審査を経て決定された申請書に記載された事業計画どおりに実施することが、助成金交付の条件となります。

※ 申請書と異なる内容の事業を行った場合には助成対象となりません。

### (4) 事業実施期間

助成事業の実施にあたっては、申請内容及び交付決定通知書記載の内容に沿って効率的に実施し、助成対象期間（令和8年7月1日から最長令和9年12月31日まで）内に必ず完了させてください。

- ・ 助成対象となる経費は、助成対象期間内に契約から支払いまで完了する経費です。
- ・ 事業完了日は、全ての助成対象設備の取得・設置、経費の支払完了日、又は、工場認可等その他事情におい

稼働が遅れる場合は、稼働開始日のいずれか遅い方の日のことです。

(5) 助成予定額

ア 助成予定額は申請に基づいて算出した額で、その内訳は「交付決定通知書別紙」のとおりです。これは、助成交付金額の上限額を示すもので、申請書記載の経費の項目、内容、金額が全て認められたということではありません。

イ 申請経費の項目や内容を確認した際、申請経費の一部又は全部が認められないこともあります。

ウ 最終的な助成交付金額は、助成事業完了後（全ての助成対象設備の取得・設置、経費の支払い完了後）に公社が査定を行い、「助成金確定通知書（以下、「確定通知書」という。）」により通知する金額です。

#### 1-4 助成対象経費

助成対象経費は、消費税等の間接経費を除き、以下(1)から(4)の条件に適合する経費で、かつ、＜対象経費一覧表＞に掲げる助成事業を遂行するために必要となる機械設備の新たな購入、搬入・据付等（稼働のために最低限必要な訓練費用を含む）に要する経費です。

(1) 当該事業のために直接使用し、かつ必要最小限の経費

(2) 助成対象期間内（交付決定日の翌月1日から1年6ヶ月）に契約から支払いまで完了する経費

※ 第11回募集の助成対象期間は、令和8年7月1日から最長令和9年12月31日です。

※ 分割払いの場合は、すべての支払いが助成対象期間内に完了するもの

(3) 助成対象(用途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費

※ カタログ又は仕様書及び図面により設備内容が確認できる経費（オーダーメイドの機械設備の場合は、詳細な内容が記載された仕様書及び図面が必要になります。）

※ 見積書にメーカー、型番、内訳項目等の記載がある経費（「一式」の表記のみでは、事業構築のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります。必ず内訳項目等を記載してください。）

※ 見積書、契約書、振込控等の適正な帳票類が揃う経費

※ 海外製の設備など積算根拠書類（見積書、仕様書、図面等）が日本語以外の資料である場合には必ず日本語訳の資料も添付してください。

(4) 所有権が助成事業者に帰属する経費

※ 助成対象設備を担保に供することはできません。

<対象経費一覧表>

事業区分	対象経費	1基当たりの 下限額
I 競争力強化 III イノベーション IV 後継者チャレンジ V アップグレード促進	ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェア A ※ <u>主に生産や役務の提供のために使用するもの。</u> ※ <u>ソフトウェアAの助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下となります。</u> ※ <u>ソフトウェアAの助成金交付申請額は1基300万円以上であり、かつ、複数基の場合、助成金交付申請額の合計は1,000万円以下となります。</u>	ア、イ、ウ 1基50万円 (税抜)以上
II DX推進	ア 機械装置 イ 器具備品 ウ ソフトウェア A ※ <u>主に生産や役務の提供のために使用するもの。</u> ※ <u>ソフトウェアAの助成金交付申請額は300万円以上1,000万円以下となります。</u> ※ <u>ソフトウェアAの助成金交付申請額は1基300万円以上であり、かつ、複数基の場合、助成金交付申請額の合計は1,000万円以下となります。</u> ----- エ ソフトウェア B ※ <u>生産や役務の提供には使用しないが生産性向上に寄与するもの</u> ・顧客対応、販売支援 ・決済、債権債務、資金回収管理 ・会計、財務、資産、経営 ・総務、人事、給与、労務、教育訓練 等 ※ <u>ア、イ、ウのいずれかを必須とします(エ単独での申請は不可)。</u> ※ <u>ソフトウェアBの助成金交付申請額はウ・エを合計して1,000万円以下となります。</u>	ア、イ、ウ、エ 1基50万円 (税抜)以上

- ※ ソフトウェアは、申請者区分C「II DX推進」以外の区分では、パッケージ・アドオン・プラグイン等、既に仕様が決まっており販売されているものを対象とします。スクラッチ開発等、自社の要望に合わせた大掛かりな開発要素のあるものは対象となりません。申請者区分C「II DX推進」であっても、税法上の固定資産として登録する必要があります。
- ※ 対象経費の項目は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づきます。
- ※ 1基とは原則として、法人税法の減価償却単位(注)に基づきます。  
(注) 通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごとに、器具備品については1個、1組又は1揃いごとに判定
- ※ 導入した機械設備等は固定資産として計上し、適正に減価償却を行ってください。
- ※ 搬入・据付等に要する経費は、機械設備本体購入先が行い、機械設備の設置と一体で捉えられるものに限り、対象とします。

## 1-5 助成対象外となる経費

以下の経費は、助成対象経費になりません。

- (1) 「1-4 助成対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用
- (2) 助成事業申請書に記載のものと異なる機械設備を購入した経費
- (3) デモンストレーション等を目的として、生産や役務の提供のために直接使用しない機械設備の導入経費
- (4) 既存機械設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
- (5) 自社内製の機械設備に係る経費（例：構成部品の導入費用、ソフトウェアの内製費用等）
- (6) 中古品の購入経費
- (7) 不動産・構築物、車両及び運搬具、船舶、航空機等の導入経費
- (8) 事業計画に不必要な工具、ツール、金型類、治具、各種機械設備用消耗品等の購入経費  
※ 機械設備と一体で使用し、機械設備本体と合わせて固定資産計上するものであれば、助成対象となる場合があります。
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等）との取引に係る経費
- (10) 消費税、関税、振込手数料、助成事業申請者の従業員に支払う旅費・交通費、収入印紙代、保険料等
- (11) 資料収集業務、調査業務、会議費等の事務的経費
- (12) 諸経費等、内容が不明瞭な経費（⇒必ず費用の内訳を具体的に記載してください）
- (13) 設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等に係る経費
- (14) 機械・ソフトウェア設置後に発生する費用（例：年間保守費用、バージョンアップ費用、従量課金や定量課金（例：サブスクリプション）、ライセンス使用料、定期的な技術指導、教育訓練費用等）
- (15) 汎用性のあるパソコン、サーバー、ソフトウェア等、目的外使用が可能なもの
- (16) 一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- (17) 割賦、リース、レンタルに係る経費（所有権留保のないものは除く）
- (18) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- (19) 他の取引と混合や相殺して支払いが行われている経費
- (20) 現金、手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費
- (21) 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- (22) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

★ その他、内容において助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

## 1-6 機械設備設置場所

機械設備は助成対象期間内に、自社所有物件または賃貸借契約が結ばれている物件において、自社の管理下にある場所に設置し、次の表の条件を満たすこと。

設置場所	条件
東京都内	<p>ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店があること</p> <p>イ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都環境確保条例の規定に基づく工場設置認可等</li> </ul> <p>窓口：区市は各環境保全担当課、町村は東京都多摩環境事務所</p>
東京都以外	<p>ア 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店があること</p> <p>イ 設置場所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等であること</p> <p>ウ 原則、設置場所が基準日現在で環境保全等に関する法令に基づく特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各県または政令指定都市が定める環境の保全等（騒音・振動・汚水など）に関する条例による「特定施設設置の届出」など</li> </ul> <p>窓口：事業所の各自治体にご確認ください</p>

※ 原則、設置場所について変更はできません。

※ 他社（関連会社含む）の従業員が混在するフロアや共用スペース等、助成事業者以外の使用が可能な場所には設置できません。

※ 無償で土地や建物を使用する「使用貸借」契約は設置場所として認められません。

※ 決算書等で自社所有及び賃貸借の状態が確認できない場合、別途契約書の提出を依頼することがあります。

### <工場設置認可、特定施設設置届について>

※ 各種許認可等が未済の場合もしくは届出事項（代表者名、本店住所、工場住所等）に変更が生じている場合は、速やかに手続を開始し、設置前までに適切に完了させてください。当該手続が完了していることが条件となります。

※ 既存生産設備等で既に工場設置認可を取得済み、特定施設設置届を届け出済みの場合でも、今回導入する設備の内容（騒音・振動・汚水等）やレイアウトの変更等で届け出（新規・追加・変更）が必要な場合があります。設置前までに、設置場所の各市区町村のホームページや担当窓口で確認の上、適切な対応をお願いいたします。

## 2 助成事業の事務手続き等について

### 2-1 助成対象経費に係る帳票類について

助成対象経費として計上する全ての経費については、帳票類等の証拠書類を系統的に整理・保管し、後々疑義が生じないように、明確な処理を行ってください。帳票類は、担当職員から指示があったとき J グランツにて提出いただきます。

ア 助成事業の経理帳票類は、通常事業のものと区別して管理してください。

イ 取引経過を確認するため、帳票類及びその記載内容等の省略はできません。通常、見積や発注を口頭で実施している取引であっても、助成事業においては必ず書面（文書または電子データ）による、適正な見積書や契約書等を用意してください。詳細は、「3 完了報告時の必要書類及び「完了報告書」の作成方法について」をご覧ください。完了検査における原本照合の際は、必要に応じ、紙の保存原紙または電子保存された電子データを確認しますので、ご注意ください。

ウ 「見積書→契約書（注文書+注文請書）→納品書→（検収書）→保証書→請求書→振込」という流れに沿って、経費毎に帳票類を整理してください。契約書（注文書+注文請書）、納品書、（検収書）、請求書に記載する機械名、型式等は見積書の記載に合わせてください。

エ 日本語版の書類等をご準備できない場合は、日本語訳をご用意ください。

オ 購入先への支払は、金融機関からの振込払いとします。口座振込は普通預金及び当座預金のみとし、通知預金から直接振込むことは不可です。必ず、普通預金または当座預金に振替をしてから振込みを行ってください。また、通常取引との混合払いや相殺処理は行わず、**助成事業単独での振込**としてください（総合振込も不可）。更に、**振込手数料は助成事業者が負担**してください。

カ 海外取引は円建てで契約等を行ってください。また、契約書類は日本語版をご準備ください。

※ やむを得ず円建てで対応できない場合は、支払時の両替レートを適用することになります。支払時のレート（または TTS レート）を証する書類を整備してください。

### 2-2 助成事業の変更手続き等

申請書に記載された事業計画の内容等の変更を検討される場合は、自身で判断せず、必ず事前に公社担当者までご相談ください。

ア 事業計画の変更

申請書に記載の内容については、原則変更できません。

ただし、申請後に発生した事象により計画を変更せざるを得ない場合、かつ、申請事業計画の達成に影響がない場合は、別途申請により変更が認められることがあります。その際は、公社の事前承認が必要になりますので、承認希望日の1カ月前までに、「変更承認申請書（様式第4-1号）」を J グランツにて公社にご提出ください。未承認のまま助成事業の内容を変更された場合は助成対象外事業となりますのでご注意ください。

変更内容 例	変更承認申請書に添付する基本書類
設備の変更 (メーカー都合による 型番変更、後継モデルへ の変更等含む)	(ア) 変更承認申請書 (様式第 4-1 号) 及び同付表 1
	(イ) 助成事業申請書 13「機械設備に係る計画等」
	(ウ) 見積書の写し(変更承認申請書の提出時点で有効なもの)
	(エ) 変更希望機械設備の相見積 (相見積を入手できない場合のみ見積限定理由書)
	(オ) 設備のカタログ、図面等
設備購入先の変更	(ア) 変更承認申請書 (様式第 4-1 号) 及び同付表 1
	(イ) 助成事業申請書 13「機械設備に係る計画等」
	(ウ) 見積書の写し (申請書提出時点で有効なもの)
	(エ) 設備購入先の会社案内
設備設置場所 の変更	(ア) 変更承認申請書 (様式第 4-1 号) 及び同付表 2
	(イ) 機械設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図
	(ウ) 機械設備を設置する建物の外観及び機械設備設置場所の写真
	(エ) 機械設備設置場所の平面図及び機械設備設置場所を明示した配置図
	(オ) 事業計画遂行のために法令上必要な事業許可、工場設置認可届出書等がある場合は、当該事業許可書等の写し

※ 設備の変更の場合、詳細な仕様について追加で説明を求める可能性があります。

※ 設備本体の型番は変わらず、仕様、付属品 (オプション) のみの変更でも、内容によっては申請が必要となる可能性があります。

#### イ 助成事業者に係る変更

助成事業者の名称、所在地、代表者等、登記事項に変更が生じたときは、「事業者変更届 (様式第 4-3 号)」を速やかに J グランツにて会社にご提出ください。

変更内容	変更届に添付する書類
登記事項の変更	履歴事項全部証明書 1 通 (発行から 3 カ月以内)

#### ウ 中止

やむを得ない事情により助成事業を中止せざるを得ない場合は、公社の事前承認が必要になりますので、「中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 4-2 号)」を J グランツにて会社にご提出ください。

### 2-3 完了報告書の提出

全ての助成対象設備の取得・設置、経費の支払いが完了した日、又は工場認可等その他事情において稼働が遅れる場合は、稼働開始日のいずれか遅い方の日から 15 日 (暦日) 以内に完了報告書を J グランツにて提出してくだ

さい。提出期限までに完了報告書がなかった場合、交付決定が取り消されることがあります。

(1) 報告内容

報告対象期間中に実施した内容、助成対象となる経費で支払が完了したもの

(2) 報告様式等

提出書類		備考
ア	完了報告書	様式第 6 号
	助成事業実施内容等	様式第 6 号 付表 1
	助成対象資産表	様式第 6 号 付表 2
	支払総括表（完了報告）	様式第 6 号 別紙 1-1
	経費区分別支払明細表（機械設備費）	様式第 6 号 別紙 1-2
	賃金引上げ計画期間完了報告書	様式第 10 号 (賃金引上げ計画を掲げ採択された助成事業者のみ、賃金引上げ計画期間完了後)
	賃金引上げ計画達成報告書	様式第 11 号 (賃金引上げ計画を掲げ採択され、かつ 1 月分型を希望された助成事業者のみ、賃金引上げ達成後)
	賃金引上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書	様式第 12 号 (賃金引上げ計画を掲げ採択され、かつ 1 月分型を希望される助成事業者のみ)
イ	経費の確認に必要な書類	
ウ	助成対象設備の写真	

(3) 報告書の作成

作成にあたっては、「3-2 主な様式の記入例 (1) 完了報告書」を参考に作成してください。また、報告書作成にあたっては、公社担当者と確認をしながら進めてください。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

## 2-4 完了検査

助成対象設備の設置場所又は公社が指定する場所で行います。実施日時については、公社担当者から別途ご連絡いたします。なお、完了検査には自社以外の方（経営コンサルタント、社外顧問等）の同席はできません。

(1) 書類の確認、原本照合

提出された完了報告書に基づき、購入設備等の確認、経費の確認に必要な証拠書類などの原本照合等を、紙の保存原紙または電子データで行うものです。

※ 完了検査当日は、通帳・当座勘定照合表の原本も必要です。

(2) 助成対象設備の確認

ア 助成対象設備の所在及び稼働確認

※ 見積書に記載されている物品の確認も含む

## イ 機械銘板の確認

銘板にはメーカー名、型式、製造番号等を記載してください。記載内容（メーカー名、型式、製造番号等）は保証書の記載と合わせてください。特注品等の機械で銘板がない場合は、メーカー名、機械名、型式、製造番号等が記載された銘板に代るものを作成するようにメーカー等に依頼してください。

## 2-5 助成金の額の確定

- (1) 完了検査実施後、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を査定し、確定通知書により J グランツにて通知します。通知まで 1~2 週間を要します。（所要日数は事業者毎に異なります。）
- (2) 助成金の確定額は、実際に要した経費に申請者区分に応じた助成率を乗じて得た額と、助成予定額を比べ、低い方の額となります。ただし、千円未満は切り捨て、対象外経費は除外されます。

(以下は賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ)

- (3) 賃金引上げ計画を掲げ採択された場合、助成金交付は 2 回に分割して実施されます。1 回目は、賃上げ要件の優遇を受けない助成率で算出された金額が交付されます。2 回目は賃金引上げ計画の達成確認後に賃上げ要件の助成率で算出された助成金から 1 回目に交付された金額を差し引いた金額が交付されます。ただし、千円未満は切り捨て、対象外経費は除外されます。
- (4) 賃金引上げ計画を掲げ申請し、賃金引上げ計画が達成された場合の助成率の適用を受ける場合、賃金引上げ計画期間完了報告書及び関係書類等必要な資料を添えて、賃金引上げ計画期間終了から原則 1 年以内に提出しなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当した場合、計画の実施期間中であっても、報告書を提出することができません。

ア 計画開始時点からの給与支給総額が目標給与支給総額に達した場合

イ 計画期間の全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）に支払った 1 か月の給与支給総額（賃金台帳に記載の差引支給額をいう。）が基準給与支給総額の同月のものに 1.02 を乗じた額に達した月があった場合

なお、賃金引上げ計画期間終了後、別途定める様式により目標給与支給総額が基準給与支給総額に 1.02 を乗じた額以上であることの報告書及びこれに添付する書類を提出しなければなりません。

賃金引上げ計画期間完了報告書を提出後、必要に応じて現地調査等を実施します。賃金引上げが適正に行われたと認められたときは、賃金引上げ要件助成金の額を査定し、賃上げ計画達成成分確定通知書により J グランツにて通知します。通知まで 1~2 週間を要します。（所要日数は事業者毎に異なります。）

## 2-6 助成金の請求及び支払い

- (1) 確定通知書の受領後、「助成金請求書」を J グランツにて提出してください。
- (2) 助成金の交付は、請求書が提出された後、指定の金融機関の口座へ振込により行います。お振込みまで 2

～3週間を要し（所要日数は事業者毎に異なります）、**後払い**ですのでご注意ください。

（以下は賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ）

- (3) 賃金引上げ計画を掲げ採択された場合、助成金交付は2回に分割して実施されます。1回目は、賃上げ要件の優遇を受けない助成率で算出された金額が交付されます。2回目は、賃上げ計画達成分確定通知書の受領後、賃金引上げ計画の達成確認後に賃上げ要件の助成率で算出された助成金から1回目に交付された金額を差し引いた金額の「助成金請求書」をJ グランツにて提出してください。
- (4) 賃金引上げ要件助成金の交付は、請求書が提出された後、指定の金融機関の口座へ振込により行います。お振込みまで2～3週間を要し（所要日数は事業者毎に異なります）、**後払い**ですのでご注意ください。賃金引上げ要件の優遇を受ける場合は2回に分けて助成金を交付するため、2回目の支払は更に期間が長くなります(1-1 参照)。

## 2-7 財産（機械設備）の管理

### (1) 財産（機械設備）の保存

助成事業により取得した財産（機械設備）は、税金を投入して取得されたものです。そのため、助成事業者は、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して10年を経過する日または法定耐用年数を経過する日のいずれか早い日（以下、「**処分制限期間**」という）を経過する日まで保存しなければなりません。また、助成事業完了後も本助成事業の目的に従ってその効果的な運用に努めてください。

### (2) 会計処理

財産（機械設備）は、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければなりません。

### (3) 財産（機械設備）の処分

ア 財産（機械設備）について、処分制限期間中に処分（目的外使用、売却、無償譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄等）しようとするときは、あらかじめ様式第9-1号による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければなりません。

イ アの承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産（機械設備）の残存簿価相当額をもとに算定した所定の額（処分内容にかかわらず全て残存簿価相当額を基礎とする）を、助成金に相当する額を限度として、公社に納付していただくことになります。残存簿価相当額とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格とします（ただし、ソフトウェアは定額法とします。また、財産（機械設備）に係る減価償却は普通償却を行ったものとして算出し、圧縮記帳や特別償却等による償却後の価格は認められません）。ただし、鑑定評価を行った場合の鑑定額や売却額、当該財産の状況等を考慮し減額される場合があります。

ウ アに規定する財産（機械設備）を処分後、すみやかに様式第9-3号の助成事業財産処分結果報告書を理

事長に提出してください。

※ 残存簿価の定義：

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格

※ < 処分の状態の説明及び算出方法一覧 >

処分内容	状態	算出方法
目的外使用	事業目的以外の使用	残存簿価相当額を 基礎とした計算
売却（有償譲渡）	所有者の変更である有償の譲渡	
無償譲渡	所有者の変更である無償の譲渡	
交換	他人の所有する他の財産との交換	
貸付	所有者の変更を伴わない使用者の変更	
担保に供する処分	譲渡担保その他の担保権の設定	
廃棄	使用を止め、廃棄処分すること	

#### (4) 財産（機械設備）の移設

ア 助成事業者は、処分制限期間中に財産（機械設備）の移設を行う場合は、あらかじめ様式第 9-2 号による財産移設承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければなりません。

イ 理事長は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県（以下「首都圏」という。）以外に移設する助成事業者に対し、残存簿価相当額をもとに算定した所定の額を、助成金に相当する額を限度として公社に納付させることができます。なお、首都圏内へ移設する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。

< 公社の承認を受けて財産（機械設備）を移設する場合 >

- ・首都圏外へ移設 → 納付義務あり
- ・首都圏内へ移設 → 納付義務なし

ウ 助成事業者は、アに規定する財産（機械設備）の移設後は、すみやかに様式第 9-4 号の助成事業財産移設結果報告書を理事長に提出してください。

#### (5) 財産（機械設備）の転用

助成事業者は、処分制限期間中に財産（機械設備）について、助成事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために、転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、あらかじめ様式第 9-5 号による財産転用承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければなりません。

## 2-8 事業化状況報告

助成事業者は助成事業の完了後も、その成果を活かし、事業化に努めてください。

(1) 助成事業完了年度（事業化状況報告書においては助成金確定通知書に記載の日付が属する年度を指す）の終了後、その翌年度から 5 年間、助成事業に係る状況等について「事業化状況報告書」を提出していただきます。

- ※ 「事業化状況報告書」の提出については、必要な時期に公社からご案内いたします。
- ・事業完了年度の翌年の実績を翌々年度に報告していただきます

- ・ 公社から書留郵便で報告書提出の依頼を出しますので依頼に従って提出願います。
- ※ 令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に事業が完了した場合
  - ⇒ 調査対象期間 令和9年度から5年間、 調査提出期間 令和10年度から5年間
- ※ 令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）に事業が完了した場合
  - ⇒ 調査対象期間 令和10年度から5年間、 調査提出期間 令和11年度から5年間

(2) 助成事業完了年度（事業化状況報告書においては助成金確定通知書に記載の日付が属する年度を指す）の終了後、その翌年度から5年間、当該助成事業の事業化により相当の収益を得た場合、他への供与により収益が生じたときなどは、交付された助成金に相当する額を限度として、その収益の一部を納付していただきます（納付額は助成金額を限度とします）。

【納付額計算式】 収益納付金の算出方法は、次の算出によります。

(当該年度収益額－控除額) × (助成金確定額／総事業費)

※ 当該年度収益額 = 助成事業関連利益のうち助成対象設備に係る利益－支払利息（対象設備購入に係る借入金利息）

※ 控除額 = 助成事業の自己負担額 × 1 / 5

## 2-9 その他

### (1) 関係書類の保存

関係書類は、処分制限期間を経過する日まで保存しなければなりません。以下の書類につき、電子データは電子記録媒体(DVDやUSBメモリ等)に保存し、紙の保存原紙とともに1冊のファイルにまとめて、保管してください。

- (ア) 助成金申請書類
- (イ) 交付決定通知書
- (ウ) 変更承認申請等の各種申請書と、承認通知
- (エ) 完了報告書と、経理の確認に必要な書類
  - 見積書、契約書または注文書・注文請書、納品書、請求書、保証書（原本等）、振込票控（原本等）
- (オ) 確定通知書
- (カ) 助成金請求書
- (キ) 賃金引上げ計画期間完了報告書（賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ）
- (ク) 賃金引上げ計画達成報告書（賃金引上げ計画を掲げ採択され、かつ1月分型を希望された対象者のみ）
- (ケ) 賃金引上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書
  - （賃金引上げ計画を掲げ採択され、かつ1月分型を希望される対象者のみ）
- (コ) 賃金台帳（賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ）
- (サ) 賃上げ計画達成分確定通知書（賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ）
- (シ) （賃金引上げ要件）助成金請求書（賃金引上げ計画を掲げ採択された対象者のみ）
- (ス) 事業化状況報告書
- (セ) 事務の手引き

### (2) 義務の承継（個人事業主が法人成りする場合）

助成事業及びその成果に基づく事業の運営を新たに設立する会社等が承継する場合は、交付決定に定める義務等は承継後の会社等に適用します。その場合は公社に連絡して、指示によって届出しておこなってください。

※ 企業再編などは、特に注意してください。

(3) 支援の中止

助成事業の遂行が困難になったとき又は遂行の見込みが立たないと判断されたときには支援を打ち切ることがあります。

(4) 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、販売会社、その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者へ助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (ア) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (イ) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき  
(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む)
- (ウ) 助成対象設備を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (エ) 東京都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき
- (オ) 助成対象設備を無断で処分したとき
- (カ) 助成対象設備を無断で移設したとき
- (キ) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (ク) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき
- (ケ) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき
- (コ) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- (サ) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき
- (シ) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき
- (ス) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき
  - ※ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に違約加算金を加えた額を返還していただくこととなります。
  - ※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。
  - ※ 不正又は事故を起こした助成事業者、取引先の事業者その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、以後一切できません。
- (セ) 賃金引上げ計画を掲げる助成事業者で、目標支給総額が基準給与支給総額に1.02を乗じた額未満であったことを公社が確認し、助成事業者へ既に賃金引上げ計画の達成に係る助成金が交付されていると

き

ただし、賃金引上げ計画が未達成であることについて、次のいずれかに該当した場合は、特別な理由がある場合として助成金の返還は命じないことがあります。

- i. 天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合
- ii. 給与支給総額の増加率が「付加価値額の年率増加率／2」を超えている場合
- iii. 給与支給総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合で、従業員一人当たりの賃金は増加している場合
- iv. 付加価値額増加率が年率 1.5%に達しない場合  
※本事業において付加価値額とは、減価償却費、営業利益、人件費の合計を指す。
- v. その他、公社が助成金の返還について不要と判断したとき。

#### (5) 採択企業の公表

原則、助成対象者は、企業名、事業区分、事業計画テーマ名が外部に公表されます。また、助成事業により成果をあげられた企業について、別途、助成事業の成果を公開する場合があります。

#### (6) 各種申請書・報告書等の様式について

助成事業の変更や完了報告等に必要な様式は、公社ウェブサイトに掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/yoshiki/index.html>

公社 助成金 様式集

検索

### 3 完了報告時の必要書類及び「完了報告書」の作成方法について

#### 3-1 必要書類について

(1) 取引内容が確認できる書類

※ 取引内容が確認できる書類、支払内容が確認できる書類は、下図のとおりです。

○ 取引内容が確認できる書類

書類名称等		注意事項		
		購入先の押印	日付	その他
ア	見積書	購入先の押印(※1)があること		※2 ・募集要項の「推奨見積書」内容を再確認ください
イ	契約書	契約当事者双方の押印があること	・契約日付が見積り有効期間内であり、かつ、助成対象期間内の日付であること	・契約内容の詳細(設備本体とオプション装備・単価・数量・支払方法等)がわかるもの ・納品場所の記載(複数工場の場合は識別可能な記載)があること ・「詳細は、見積書(No.〇〇, yyyy/mm/dd)による」などの記載があること
	または 注文書+注文請書	注文書には助成事業者、 請書には購入先の押印(※1)があること	注文請書日付が見積り有効期間内であり、かつ、助成対象期間内の日付であること	・注文請書には購入先による「注文をうけた旨の文言」が記載されていること ・契約内容の詳細(設備本体とオプション装備・単価・数量・支払方法等)がわかるもの ・納品場所の記載(複数工場の場合は識別可能な記載)があること ・「詳細は、見積書(No.〇〇, yyyy/mm/dd)による」などの記載があること
ウ	納品書			・納品物の名称、型番、数量、納品日が記載されたもの ・「詳細は、見積書(No.〇〇, yyyy/mm/dd)による」などの記載があること
エ	請求書	購入先の押印(※1)があること		・請求日、請求内容、単価、数量、請求金額、支払方法(振

助成対象期間内の日付であることが必要です

				込先等) が記載されたもの ・「詳細は、見積書(No.〇〇, yyyy/mm/dd)による」などの記載があること
オ	保証書			・メーカー発行・押印(※1)のもの ・型番、製造番号、保証期間等が記載されたもの

助成対象期間内の日付  
であることが必要です

※1 原則押印(電子押印含む)を必要とするが、難しい場合は「記名」「自署」のみも可とする。「記名」「自署」の場合は発行元の連絡先を記載すること。記載の連絡先は、必要に応じ公社から確認の連絡に使用する場合があります。

※2 不適切な記載例

- ・ 「〇〇装置 一式」・・・明細がない
- ・ 「××費 他」「管理費」「諸経費」・・・内容が特定できない
- ・ 「搬入費及び移設費」・・・対象と対象外の経費が混在

※3 保証書について

- ・ ソフトウェアの保証書が発行されない場合、使用許諾書、ライセンス証書等の書類でも可。
- ・ 保守契約を基本とし保証書を製造メーカーが発行しない場合や海外製品で保証書が発行されない場合、製造証明書または品質保証書でも可。

○ 支払内容が確認できる書類

書類名称等	摘要
振込票控	振込日、振込金額、振込先の名称及び口座番号がわかるもの ア 振込受付書、振込金受取書 等 イ インターネットバンキング等による場合は、振込手続きが完了したことがわかる帳票 ( <u>手続き完了時に自身で帳票の印刷を忘れずに実施すること</u> ) (注) 振込日は、助成対象期間内であることが必須
普通預金通帳または当座勘定照合表	ア 普通預金通帳の表紙、裏表紙(表紙の裏面; 口座名義人のフリガナと支店名が記載された頁) および当該振込金の払い出しが記帳されたページ イ 当座勘定照合表の発行金融機関名、および当該振込金の払い出しが記載された部分 (注) 普通預金通帳または当座勘定照合表の発行がない場合は、公社の担当者までご相談ください

(2) 賃金引上げ計画達成報告書および賃金引上げ計画期間完了報告書提出時

- 賃金支払内容が確認できる書類

書類名称等	摘要
賃金台帳	賃金引上げ期間の全従業員分の給与支給総額が網羅されているものデータの先頭に事業内最低賃金者を配置してください

(3) 写真

写真(※1)は、設備毎に次の①～③の3つのパターンで撮影してください。

- 助成対象設備の写真

写真の撮影パターン	写真の貼付けイメージ
<p>① 管理ラベル(※2)と銘板を含む写真 (管理ラベルの受付番号、管理番号、銘板の設備型番、製造番号等が読み取れるように撮影/見え難い場合は明暗調節や写真拡大等の工夫(1頁に写真1枚の拡大版でも可))</p>	
<p>② 設備全体の外観写真 付属品やオプション品等で設備本体とは物理的に離れて設置されるものがある場合は、それらにも管理ラベルを貼付け写真も個別に撮影して提出。 ソフトウェアの場合、媒体が存在する場合は媒体(DVD、ドングル等)及びインストールしたPC本体等にも管理ラベルを貼付け、ソフトウェアシリアル番号(画面表示させる等)を撮影して提出。</p>	
<p>③ 設置場所、位置関係がわかる全体写真</p>	

(※1)と(※2)は次頁を参照

## ※1 写真についての補足説明

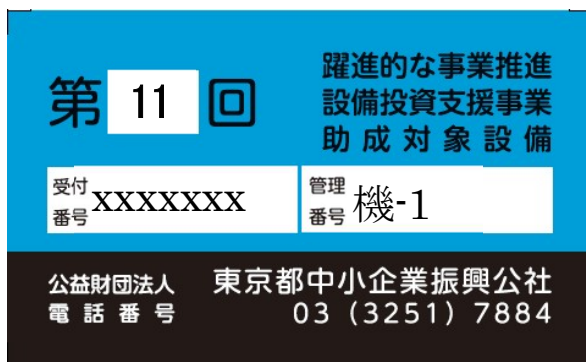
提出する写真は次の点に注意の上で作成ください

- ・ 銘板に記載された型番や製造番号が**判読可能（鮮明）**であること
- ・ 付属品やオプション品等で設備本体とは物理的に離れて設置されるものがある場合は、それらも個別に撮影すること
- ・ ソフトウェアの場合は、媒体が存在する場合は媒体（DVD、 dongle等）及びインストールしたPC本体や液晶ディスプレイ等（助成対象の場合）にも管理ラベルを貼付け、ソフトウェアシリアル番号（画面表示させる等）を撮影して提出。**シリアル番号（ライセンス番号やプロダクトキー等）の調べ方はソフトウェア毎に異なるため不明な場合はメーカーに確認してください。**
- ・ 写真の被写体から「引き出し線」を引き、「注釈」や「説明」を加え写真が何を表す分かり易く示すこと

## ※2 管理ラベルについて

- ・ 助成対象設備には、公社指定の管理ラベルを貼付の上、管理してください。管理ラベルの銀色の部分に必要な事項を記載の上、助成対象設備の銘板付近（型番、製造番号等がわかるところの隣り）に貼付してください。
- ・ 管理ラベルは、本体から離れた場所に設置する設備（付属品やオプション品、その他サイズの大小は問わず機械設備本体から物理的に離れた位置に設置されるもの：管理ラベル貼付可否については公社担当者へご相談ください）にも貼付してください。

### 【管理ラベル】



受付番号はRFI-で始まる10桁の下7桁を記載

### 管理番号の付け方（例）

資産の種類	管理番号	その他
機械装置	機-〇	同一設備を複数台購入した場合の例： 機-1-1 機-1-2
器具備品	器-〇	
ソフトウェア	ソ-〇	（同一機械設備を2台購入した場合の例）

「管理番号(例):「機-1」「機-2」「機-3」等」

銘板と管理ラベルの写真（例示）



銘板の刻印が不鮮明な場合は写真の露出や明暗を補正したり、可能な限り拡大したり、その他工夫し写真から製造番号等が判別可能となるように工夫してください



機械設備本体と付属品の写真（例）



ソフトウェアの写真（例）



※ 設備設置前の写真

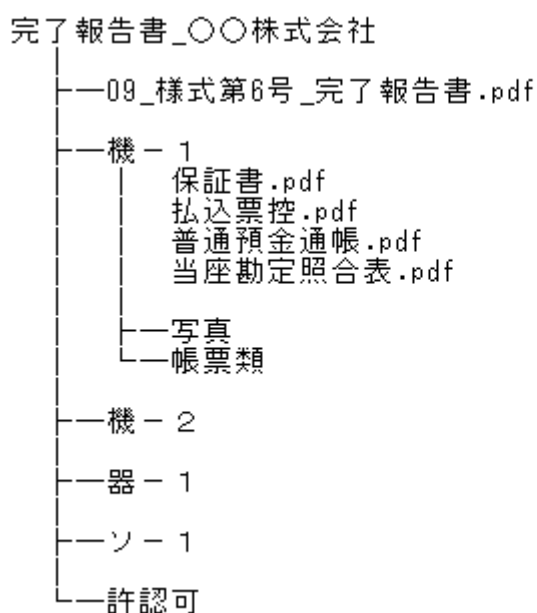
- ・ 設置場所が改装中などの理由により、申請書類提出時に設備設置場所の写真提出していない場合は、設置前の写真もあわせて提出してください。

#### (4) 報告書類の電子ファイルとフォルダ構造のイメージ

ア 下図のようなフォルダ構造の中に、作成した報告書類（電子ファイル）を格納して下さい。

『完了報告書\_〇〇株式会社』というフォルダを作成し、その中に『09\_様式第6号\_完了報告書.pdf』を格納します。さらに設備毎にフォルダ（機-1、機-2、器-1、ソ-1等）を作り、その各フォルダの中に帳票類や設備の写真等を格納してください。

[フォルダ構造と報告書類のファイルの格納例]



※ 帳票類は、見積書、注文書、注文請書、(契約書)、納品書、請求書等の証拠書類のことです。

※ 普通預金通帳をスキャンして pdf 化するときは、通帳の表紙、表紙の裏、当該払出しの記帳がされたページをスキャンしてください。

※ 本助成事業に際し、各種の許認可、変更認可、届出等に関する手続きを行った場合は、認可申請書、認可書、工事完了届出書、認定書の写しを、『許認可』のフォルダを作成し、その中に格納してください。

#### イ 提出時のまとめ方

上図のフォルダ構造のまま、『完了報告書\_〇〇株式会社』のフォルダ配下を1つの zip ファイルにまとめ、J グランツにて提出してください。

注) 各添付書類の原本(保存原紙または電子データ)は助成事業者にて保管(但し「注文書」のみ原本は購入先企業へ提出済みのため「写し」を助成事業者にて保管)し、公社へは写しを提出してください。

### 3-2 主な様式の記入例

#### (1) 完了報告書

様式第6号（第12条関係）

事業完了後  
15日（暦日）以内必着

令和〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
理 事 長 殿

受付番号はRFI-10桁番号を  
記載願います

受付番号 RFI-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

本店所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

名 称 株式会社〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

#### 第11回（令和7年度第3回）躍進的な事業推進のための設備投資支援事業 完了報告書

令和8年6月18日付8東中企設第〇〇〇号をもって交付決定の通知があった助成事業が完了したので、下記のとおり報告いたします。

#### 記

- 1 事業計画テーマ **●●機械設備の購入による▲▲の■%向上**
- 2 支払完了日 **令和〇年〇月〇日**
- 3 助成事業実施内容及び成果 …… (付表1)
- 4 助成対象資産表 …… (付表2)
- 5 支払総括表（様式6\_別紙1-1）・経費明細表（様式6\_別紙1-2）
- 6 提出書類

(1) 下記書類の写し

見積書、契約書（注文書／注文請書）、納品書、請求書

振込控、当座勘定照合表または普通預金通帳、メーカー発行の保証書等

(2) 対象設備に会社が配布する管理ラベルを貼った写真

助成事業実施内容等

(1) 事業内容

**購入設備を使って実施する事業の内容  
(申請書【12 事業計画 (2)本助成事業の事業計画】の記載をまとめてください)**

(2) 事業計画の実施のために法令上必要な許可・届出等の手続き状況

(申請書12事業計画(7)〈法令上必要な許認可・届出等の有無〉において「今後取得する」を選択した申請者で、本助成事業の申請時点において、当該許認可・届出等に関する手続きを行っていない場合は記載のこと)

①許認可・届出等の名称 [ ]

②許認可・届出先の機関名及び部署名 [ ]

③許認可・届出等の手続き日 年 月 日

④許認可日 年 月 日

(3) 設備購入後の今後の展開

**本事業計画の進捗状況、今後の展開などについて、記載してください。  
(設備の稼働状況、社内体制、販路開拓、受注状況、売上・利益見込み等)  
※ できるだけ数字を織り込んで記載してください**

様式第6号 (付表2)

助成対象資産表

区分	管理番号	機械設備名称	取得年月	数量	取得価格 (円)	備考
有形 固定 資産	機-1-1	溶接機	令和〇年〇月	1	12,000,000	
	機-1-2	溶接機	令和〇年〇月	1	12,000,000	
	機-2	溶接ロボット (補助装置含む)	令和〇年〇月	1	14,000,000	
	器-1	監視カメラ	令和〇年〇月	1	1,650,000	
無形 固定 資産	ソ-1	データ収集、モニタリング用ソフトウェア	令和〇年〇月	1	9,500,000	
	ソ-2	勤怠管理ソフトウェア	令和〇年〇月	1	1,350,000	

納品書の年月を  
記入してください

- ※ 上記「助成対象資産」は、固定資産として資産計上するなど関係法令に基づき適正な会計処理を行わなければなりません。
- ※ 取得価格は、決算報告書の資産計上金額と同一金額をご記入ください。
- ※ 財産管理用に配布する管理ラベルには「管理番号」をご記入ください。
- ※ 「管理番号」は様式第6号 (別紙1-2) の記載に合わせてください。

様式第6号(別紙1-1)

### 支払総括表(完了報告)

企業名 株式会社〇〇〇〇

「企業名」、「助成事業に要する経費」、「助成対象経費」の欄は関数式が入力されており、別紙1-2の入力金額が自動転記(入力不可)

経費区分	助成事業に要する経費	助成対象経費	備考
機械設備費	55,550,000	50,500,000	
その他助成対象外経費			
合計	(総事業費) 55,550,000	50,500,000	

経費区分明細表以外の助成対象外経費がある場合に記入

経費区分別支払細表(機械設備費)

企業名: 株式会社○○○○

P-1

機械設備名称 メーカー名・型番・機種番号等	Serial番号 (製造番号)等	数量	単価	助成事業に 要する経費 (A+B)	助成対象経費 (A)	消費税等 対象外経費 (B)	品名	契約 年月日	納品 年月日	請求 年月日	支払 年月日	支払先企業名	管理 番号	(単位:円)	
														(A+B)	(B)
総括機 ○○○○機 ABC-*****	***** *****	2	12,000,000	28,400,000	24,000,000	2,400,000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	○○○○株式会社	機-1-1 機-1-2		
総括ロボット(補助装置含む) 機△△△△△ ***-*****	*****	1	14,000,000	15,400,000	14,000,000	1,400,000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	株式会社△△△△△	機-2		
監視カメラ 機△△△△△ ***-***	***-***	1	1,650,000	1,815,000	1,650,000	165,000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	株式会社△△△△△	機-1		
データ収集、モニタリングソフトウェア 機△△△△△ ***-***	\$\$\$***	1	9,500,000	10,450,000	9,500,000	950,000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	機△△△△△	ソ-1		
助成管理ソフトウェア 機○○○ ***-***	***\$***	1	1,850,000	1,485,000	1,350,000	135,000	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	機○○○	ソ-2		
				0	0								機-		
				0	0								機-		
完了報告 合計				55,550,000	50,500,000	5,050,000									

契約書目付  
注文書目付  
(和印)

購入先からの伝票目付  
(和印)

分別支払(総額回の請求および支払)の場合は、記入  
欄空欄で各々の請求日、支払日を記入してください

(注) 1. 経費区分別に管理番号を付し、提出書類にも同一番号を記入し、企業ごと、支払日順に記入してください。  
 (例) 機-1、機-2、器-1、器-2、ソ-1、ソ-2  
 2. 消費税等対象外経費(B)は、消費税及び諸経費などの間接経費で、助成対象外経費を記入してください。  
 3. 年月日は、「 年 月 日」のように記入してください。

機械設備名称は(付表2)助成対象資産表に記載した機械設備名称と同一にしてください。



(2)-1-2 賃金引き上げ計画期間完了報告書(付表1)

様式第10号(付表1)

1. 給与等総額

<特例適用要件>

このシートは、賃金引き上げ計画を掲げ採択された  
助成事業者のみ作成してください

賃金引き上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させること。  
ただし、下記(1)(2)の場合、賃金引き上げ計画期間中であっても、当要件を満たした実行がなされたものとみなす。  
(1)賃金引き上げ計画開始時点からの給与支給総額(賃金台帳に記載の差引支給額をいう。)が、基準給与支給総額に1.02を乗じた額(目標給与支給総額)に達した場合  
(2)賃金引き上げ計画期間の全従業員(役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く)の1か月の給与支給総額が基準期間の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合  
なお、賃金引き上げ計画期間終了後、別途定める様式第11号により賃金引き上げ計画期間の全従業員の給与支給総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させたことを報告すること

※ 賃金引き上げ計画期間：助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大12か月間

( 令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日 )

※ 基準期間：基準日の属する月の前月から遡った12か月間(令和7年1月~令和7年12月)

第11回の基準日は令和8年1月1日です

1. 賃金引き上げ計画策定時の目標確認

申請した賃金引き上げ計画に記載の「基準給与支給総額」を入力してください。

賃金引き上げ計画期間の常時使用する従業員の給与支給総額が、下記の目標値以上となっている必要があります。

基準期間		×	⇒	賃金引き上げ計画期間	
基準給与支給総額	増加率			目標給与支給総額	
3,350,000 円	2.0%			3,417,000 円	

基準期間の給与支給総額は  
申請書記載の金額を転記してください

2. 賃金引き上げ計画期間の給与支給総額

入力対象者は、賃金引き上げ計画期間における全従業員(役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く)となります。

算出元となったすべての賃金台帳の写しをご提出いただく必要があります。

参考：報告時点の常時使用する従業員数(付表1入力内容) ⇒ 10 名

賃金引き上げ計画期間の 給与等総額	35,000,000円	賃金引き上げ計画期間における 常時使用する従業員数 (提出する賃金台帳数)	10 名分
----------------------	-------------	---	-------

項番1が最低賃金者となるように記載してください

No	常時使用する従業員 氏名	賃金台帳に記載の差引支給額 (令和9年4月~令和10年3月分の合計)
1	○○ ○○	3,050,000 円
2	●● ●●	3,150,000 円
3	△△ △△	3,250,000 円
4	▲▲ ▲▲	3,350,000 円
5	▽▽ ▽▽	3,450,000 円
6	▼▼ ▼▼	3,550,000 円
7	□□ □□	3,650,000 円
8	■ ■ ■ ■	3,750,000 円
9	◇◇ ◇◇	3,850,000 円
10	◆ ◆ ◆ ◆	3,950,000 円

(2)-1-3 賃金引き上げ計画期間完了報告書(付表2)

様式第10号(付表2)

II. 事業場内最低賃金

<特例適用要件>

機械設備設置場所の事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

このシートは、賃金引き上げ計画を掲げ採択された  
助成事業者のみ作成してください

1. 報告時点の地域別最低賃金

以下の厚生労働省ホームページを参照し、機械設備設置場所の地域別最低賃金を入力してください。

[https://saiteichingin.mhlw.go.jp/table/page\\_list\\_nationallist.php](https://saiteichingin.mhlw.go.jp/table/page_list_nationallist.php)

助成事業実施場所（所在地）	⇒	地域別最低賃金（報告時）
東京都		1,226 円

選択してください

賃金引き上げ計画達成時の  
地域別最低賃金を記載してください

2. 報告時点の機械設備設置場所の事業場内最低賃金

以下の厚生労働省ホームページを参照し、時間額に換算して入力してください。

[https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page\\_point\\_check.html](https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_check.html)

賃金引き上げ計画期間最終月の機械設備設置場所の事業場内最低賃金額を入力してください。

上記の地域別最低賃金+30円以上の水準である必要があります。

機械設備設置場所の事業場内最低賃金 (報告時点の直近月)	計算式（賃金台帳を基に算出してください）
1,260 円	$(210,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1,260円$

3. 報告時点の機械設備設置場所の事業場内最低賃金者名簿

機械設備設置場所の事業場内最低賃金者に該当する方をすべて記載してください。

No	氏名	入社年月日	給与形態	1カ月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
1	○○ ○○	R2.4.1	月給	21日	8時間
2	●● ●●	H31.4.1	月給	21日	8時間
3					



(2)-2-2 賃金引き上げ計画達成報告書(付表1)

様式第11号(付表1)

1. 給与等総額

<特例適用要件>

このシートは、賃金引き上げ計画を掲げ採択され、かつ1月分型を希望された助成事業者のみ作成してください

賃金引き上げ計画期間の常時使用する従業員の給与等総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させること。

ただし、下記(1)(2)の場合、賃金引き上げ計画期間中であっても、当要件を満たした実行がなされたものとみなす。

(1)賃金引き上げ計画開始時点からの給与支給総額（賃金台帳に記載の差引支給額をいう。）が、基準給与支給総額に1.02を乗じた額（目標給与支給総額）に達した場合

(2)賃金引き上げ計画期間の全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）の1か月の給与支給総額が基準期間の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合

なお、賃金引き上げ計画期間終了後、別途定める様式第11号により賃金引き上げ計画期間の全従業員の給与支給総額を、基準期間のものより2.0%以上増加させたことを報告すること

※ 賃金引き上げ計画期間：助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大12か月間

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

※ 基準期間：基準日の属する月の前月から選った12か月間(令和7年1月～令和7年12月)

第11回の基準日は令和8年1月1日です

1. 賃金引き上げ計画策定時の目標確認

申請した賃金引き上げ計画に記載の「基準給与支給総額」を入力してください。

賃金引き上げ計画期間の常時使用する従業員の給与支給総額が、下記目標値以上となっている必要があります。

基準期間		×	増加率	⇒	賃金引き上げ計画期間	
基準給与支給総額					目標給与支給総額	
33,500,000 円			2.0%		34,170,000 円	

・特例適用記載事項

基準期間の給与支給総額は申請書記載の金額を転記してください

賃金引き上げ計画期間の全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）の1か月の給与支給総額（賃金台帳に記載の差引支給額をいう。）が基準期間の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合のみ、以下を記載してください。

達成月	令和9年4月	達成月の給与支給総額	2,916,700円
増加率	104%	基準期間同月の給与支給総額	2,791,700円

2. 賃金引き上げ計画期間の給与支給総額

入力対象者は、賃金引き上げ計画期間における全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）となります。

算出元となったすべての賃金台帳の写しをご提出いただく必要があります。

参考：報告時点の常時使用する従業員数（付表1入力内容） ⇒ 10名

賃金引き上げ計画期間の給与等総額	2,916,700円	賃金引き上げ計画期間における常時使用する従業員数（提出する賃金台帳数）	10名分
------------------	------------	-------------------------------------	------

項番1が最低賃金者となるように記載してください

No	常時使用する従業員 氏名	賃金台帳に記載の差引支給額 (令和9年4月～令和9年4月分の合計)
1	○○ ○○	211,680 円
2	●● ●●	251,670 円
3	△△ △△	261,670 円
4	▲▲ ▲▲	271,670 円
5	▽▽ ▽▽	281,670 円
6	▼▼ ▼▼	301,670 円
7	□□ □□	311,670 円
8	■ ■	321,670 円
9	◇◇ ◇◇	331,670 円
10	◆ ◆	371,660 円

(2)-2-3 賃金引き上げ計画達成報告書(付表2)

様式第11号(付表2)

II. 事業場内最低賃金

<特例適用要件>

機械設備設置場所の事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

このシートは、賃金引き上げ計画を掲げ採択され、かつ1月分型を希望された助成事業者のみ作成してください

1. 報告時点の地域別最低賃金

以下の厚生労働省ホームページを参照し、機械設備設置場所の地域別最低賃金を入力してください。

[https://saiteichingin.mhlw.go.jp/table/page\\_list\\_nationallist.php](https://saiteichingin.mhlw.go.jp/table/page_list_nationallist.php)

助成事業実施場所（所在地）	⇒	地域別最低賃金（報告時）
東京都		1,226 円

2. 報告時点の機械設備設置場所内最低賃金

以下の厚生労働省ホームページを参照し、時間額に換算して入力してください。

[https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page\\_point\\_check.html](https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page_point_check.html)

賃金引き上げ計画期間のうち、達成月の機械設備設置場所の事業場内最低賃金額を入力してください。

上記の地域別最低賃金+30円以上の水準である必要があります。

選択してください

賃金引き上げ計画達成時の地域別最低賃金を記載してください

機械設備設置場所の事業場内最低賃金 (報告時点の直近月)	計算式（賃金台帳を基に算出してください）
1,260 円	$(211,680円 \times 1か月) \div (21日 \times 8時間) = 1,260円$

3. 報告時点の機械設備設置場所の事業場内最低賃金者名簿

機械設備設置場所の事業場内最低賃金者に該当する方をすべて記載してください。

No	氏名	入社年月日	給与形態	1カ月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
1	○○ ○○	R2.4.1	月給	21日	8時間
2	●● ●●	H31.4.1	月給	21日	8時間
3					

(2)-2-4 賃金引き上げ計画達成報告書(推奨様式)

推奨様式【申請時単月\_基準給与支給総額】

賃金引き上げ計画策定時の目標確認の内容については、  
本シート(推奨様式)のデータが提出できれば、本シート以外の様式でも構いません

賃金引き上げ計画策定時の目標確認

申請した賃金引き上げ計画に記載の達成月の「基準給与支給総額」を入力してください。

入力対象者は、申請時の達成月における全従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）となります。

参考：申請時点の達成月の常時使用する従業員数 ⇒

10 名

人

賃金引き上げ計画期間の 給与等総額	<b>2,791,700円</b>	申請時点の達成月における 常時使用する従業員数 (提出済の賃金台帳数)	<b>10 名分</b>
----------------------	-------------------	---	--------------

No	常時使用する従業員 氏名	賃金台帳に記載の差引支給額	
		(令和7年4月～令和7年4月分の合計)	
1	○○ ○○	211,680	円
2	●● ●●	239,170	円
3	△△ △△	249,170	円
4	▲▲ ▲▲	259,170	円
5	▽▽ ▽▽	269,170	円
6	▼▼ ▼▼	289,170	円
7	□□ □□	299,170	円
8	■ ■ ■ ■	309,170	円
9	◇◇ ◇◇	319,170	円
10	◆ ◆ ◆ ◆	346,660	円

(2)-3 賃金引き上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書

このシートは、賃金引き上げ計画を掲げ採択され、かつ1月分型を希望される助成事業者のみ作成してください

様式第12号 (令和7年11月14日改正附則第2項関係) 令和〇年〇月〇〇日

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
理 事 長 殿

助成事業者  
所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
名 称 株式会社〇〇  
代 表 者 名 (役職) 代表取締役  
(氏名) 〇〇 〇〇  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第11回(令和7年度第3回) 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業  
に係る賃金引き上げ計画の達成報告に係る希望申請兼同意書

令和8年6月18日付8東中企設第〇〇〇号をもって交付決定の通知があった助成事業の賃上げ計画の達成について、下記の要件に基づき、賃金引き上げ計画の達成に伴う助成金の交付を受けることを希望します。

1 要件

賃金引き上げ計画期間中であっても、計画期間の全従業員(役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く)に支払った1か月の給与支給総額(賃金台帳に記載の差引支給額をいう。)が基準給与支給総額の同月のものに1.02を乗じた額に達した月があった場合

2 賃金引き上げ計画の達成に伴う助成金の交付を受ける際の留意事項

- (1) 上記要件に基づき、助成事業の賃金引き上げ計画の達成後、速やかに公社が規定する報告書等を提出する。
- (2) 助成金交付後、賃金引き上げ計画期間の終了後速やかに目標給与支給総額が基準給与支給総額に1.02を乗じた額以上増加させたことの報告書及びこれに添付する書類を提出する。
- (3) 賃金引き上げ計画期間の終了後の報告により、目標給与支給総額が基準給与支給総額に1.02を乗じた額以下であったことを公社が確認し、助成事業者既に賃金引き上げ計画の達成に伴う助成金が交付されているときは、その返還をする。

※理事長は、助成金の返還において、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の返還について免除することができる。

- (1) 天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合
- (2) 計画期間中の給与支給総額の増加率が「付加価値額の年率増加率/2」を超えている場合
- (3) 給与等の支給総額を用いることが適切ではないと解される特別な事情がある場合で、従業員一人当たりの賃金は増加している場合
- (4) 付加価値額増加率が年率1.5%に達しない場合  
※本事業において付加価値額とは、減価償却費、営業利益、人件費の合計を指す。
- (5) その他、公社が助成金の返還について不要であると判断した場合

※基準給与支給総額とは、基準日(令和8年1月1日)が属する月の前月から遡る12か月間で全従業員(役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く)に支払った給与支給総額(賃金台帳に記載の差引支給額をいう。)をいう。

※目標給与支給総額とは、基準給与支給総額に1.02を乗じた額をいう。

上記留意事項を確認し、同意します。

以上



様式第4-1号（第9条関係）付表1 設備関連の変更

1 設備関連の変更明細

No.	項目	変更前	変更後
(1)	機械設備名称	溶接機 ABC100	溶接機 ABC200
(2)	メーカー名	変更する項目についてのみ、記入してください	
(3)	型番・機種番号		
(4)	単価（税抜・円）	¥15,000,000	¥15,600,000
(5)	スペック	○○速度          ○○/時間 ○○セット        手動 ○○処理能力      ○○/時間	△△速度          △△/時間 △△セット        自動 △△処理能力      △△/時間
(6)	購入先		
(7)	その他	設備の大きさ横1.5M、高さ3.0M、奥行き1.0M	設備の大きさ横2.2M、高さ3.5M、奥行き1.2M

変更する項目について該当する添付書類のみ、提出してください

2 添付書類

- (1) 変更希望機械設備の見積書（写し）
- (2) 変更希望機械設備の相見積（相見積を入手できない場合のみ見積限定理由書）
- (3) 変更希望機械設備のカタログ
- (4) 購入先の会社案内（購入先が変更になる場合）
- (5) 助成金交付申請書の「機械設備に係る計画等」（変更後の内容を記載）

様式第4-1号（第9条関係）付表2 設備設置場所の変更

1 変更後の設備設置場所

設置場所の名称	東京第2工場		設置場所TEL	03-0000-0000
所在地	東京都〇〇区〇〇▲-▲▲-▲▲		連絡担当者	工場長
			氏名	〇〇 〇〇
最寄の交通機関	〇〇〇〇 線 〇〇〇〇 駅 〇〇口	下車徒歩 〇〇 分	バス 〇〇〇〇 停留所	下車徒歩 〇〇 分
建物の所有形態	<input checked="" type="checkbox"/> 自社所有（取得年月：平成10年4月） <input type="checkbox"/> 賃借物件（所有者名： （賃借期間： 年 月～ 年 月）		<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>設置場所を変更する場合のみ、記入してください</b> </div>	
事業実施にあたって必要な許認可等	(名称) 工場設置認可書		有・無 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 既に取得している <input type="checkbox"/> 今後申請する（ 年 月申請予定） <input type="checkbox"/> 認可(届出)不要		(認可不要の理由について、記載してください。)	
	(名称)		有・無	
	<input type="checkbox"/> 既に取得している <input type="checkbox"/> 今後申請する（ 年 月申請予定） <input type="checkbox"/> 認可(届出)不要		(認可不要の理由について、記載してください。)	
(名称)		有・無		
<input type="checkbox"/> 既に取得している <input type="checkbox"/> 今後申請する（ 年 月申請予定） <input type="checkbox"/> 認可(届出)不要		(認可不要の理由について、記載してください。)		

該当する添付書類のみ、提出してください

2. 添付書類

- (1) 機械設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図
- (2) 機械設備を設置する建物の外観及び機械設備設置場所の写真
- (3) 機械設備設置場所の平面図及び機械設備設置場所を明示した配置図
- (4) 事業計画遂行のために法令上必要な事業許可、工場設置認可届出書等がある場合は、当該事業許可書等の写し



★重要なキーワード

1. 帳票

- 取引内容が確認できる書類⇒「適切」であること

(見積書、契約書または注文書+注文請書、納品書、請求書)

**担当職員のチェックの後、Jグランツで提出することが必須です。**

- 支払内容が確認できる書類⇒「適切」であること

(振込票控、普通預金通帳または当座勘定照合表)

2. コミュニケーション

- 助成事業者と公社との担当者同士で「連絡を密」に取ってください

★「帳票」毎に必ず「内容チェック」を受けてください

★「完了報告書」提出前に「内容チェック」を受けてください